

1 2 月 1 7 日 (木)

(第 3 日 目)

平成27年第6回南関町議会定例会（第3号）

平成27年12月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（2名）

① 4番議員 ② 6番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 立山比呂志君

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

4番 立山秀喜君

5番 境田敏高君

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

8番 田口浩君

9番 山口純子君

10番 本田真二君

11番 橋永芳政君

12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 佐藤安彦君 税務住民課長 菅原力君

副町長 雪野栄二君 福祉課長 北原宏春君

教育長 大里耕守君 経済課長 西田裕幸君

総務課長 永松泰子君 建設課長 古澤平君

会計管理者 木村浩二君 教育課長 島崎演君

まちづくり課長 大木義隆君 延寿荘長 福井隆一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、質問を許します。

4番議員の質問を許します。4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） おはようございます。4番議員の立山です。今回、一般質問を通告いたしました3点につきまして質問いたします。

まず1番目に人事異動につきまして質問したいと思います。人事異動の時期とか、また課の異動、これは大体時期的にいつ行われるか。またそのときの引き継ぎ、それにつきまして課ごとに違うのか、またどのように文書的に引き継ぐか、また口頭で引き継ぐかいろいろあるかと思ひますが、その辺につきましてお聞きしたいと思ひます。

2番目の有害鳥獣の被害状況につきまして質問したいと思ひます。今、有害鳥獣で言われておりますのが、一番多いのがイノシシだと思ひますが、ほかにカラスとか、アナグマとかいろいろありますけど、これがどれくらいの現在被害状況が出ているか。また作物とかいろいろありますけど、畜産関係もちよつと出ておると思ひます。どのような被害状況が出ているか。それに対しましての対策ですね、以前メッシュ網とか電気牧柵とかいろいろありましたけど、今現在50%ぐらいの補助でやっておりますけど、それで十分対策ができていますか。また、今後ほかに対策が必要になるんじゃないかと思われる一部シカの被害等が言われておりますけど、その辺の対策とかはどう考えておられるか、お聞きしたいと思ひます。

それともう1つがイノシシとか捕獲後の処理ですね。今、南関町にはそういう処理施設がございませんけど、やはりとるばかりでは、個人でおそらく処理をしていると思ひますが、これをどうにか地元の産物としてどうにかできないかと思ひておりますので、処理を今後検討いただけるなら検討していただきたいと思ひます。

それと3番目の農業アドバイザーが現在、町のほうでおられますけど、この辺の職務ですね。これはどのような仕事をしておられるか、ここ何年かやっておられると思ひますが、その辺の効果がどのように表れているか、質問したいと思ひます。

あとにつきましては、自席から質問いたします。

○議長（酒見 喬君） 4番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 改めまして、おはようございます。

それでは4番、立山秀喜議員の人事異動についての御質問にお答えいたします。

人事異動の時期につきましては、職員の定年等による退職、あるいはそれに伴う新規採用職員の任用等を勘案して、毎年度当初の4月1日を基本として異動を行っているところであります。また、人事異動に伴う事務が円滑に行われるように異動日の5日前を基本とし、内示を行い、南関町職員の服務に関する規定第24条に規定する担当する事務を上司の指示を受け、遺漏なく後任者またはその代理人に引き継がなければならないという規定に従い、各職員が引継書を作成し、内示から辞令発令日の期間において事務の引き継ぎ及び職場の移動を行っております。

次に、有害鳥獣の被害状況についての質問にお答えいたします。有害鳥獣、とりわけイノシシ被害につきましては、毎年米や野菜、タケノコを中心に被害が出ております。捕獲実績として平成22年度の439頭をピークに例年平均300頭を越す捕獲実績となっております。被害防止のための電気防護策やメッシュ柵設置の補助を行いながら、個体を減らすため猟友会を中心に駆除をしてもらっておりますが、新たに大きな効果が見られる対策というのはないのが現状であります。

猟友会会員の年齢も高齢化しておりまして、今後は若手農家の狩猟免許取得等も含めて狩猟者の確保を図りつつ、農家においてはそれぞれで自衛の手段も必要ではないかと思っております。

個別の具体的な質問につきましては、担当課長がお答えいたします。

次に、農業アドバイザーの職責についての御質問にお答えいたします。

町では現在、農業経営マネージャーを1人、委託職員として配置しております。仕事内容としましては、認定農業者を中心に町とのパイプ役や営農相談等を行っております。また、新規就農者の掘り起こしと就農するに当たっての不安解消のための相談やアドバイス役も担ってもらっているのが現状であります。

以上お答えしまして、詳細につきましては担当課長が答弁し、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 私のほうからは有害鳥獣の被害状況についてと、農業アドバイザーの職責についてでございます。

まず、1番目の被害を出している有害鳥獣の種類でございますけれども、町長の答弁にもありましたように一番の被害鳥獣はイノシシになります。そのほかとしてアナグマ、カラス等になります。被害状況ですけれども、米・野菜・タケノコを中心に栗やミカンなどの果樹類もでございます。

それから対策でございますけれども、全体としましては現在の防護柵設置や猟友会の捕獲依頼を行いつつ、近隣市町と連携しての一斉捕獲日を増やすなどの対策が必要になると思います。ただ、抜本的な対策は今のところはないというのが現状です。

捕獲後の処理につきましては、個人で食用にするほか、埋客処分にされております。

それから農業アドバイザーの件でございますけれども、現在、経営マネージャーとして県の補助を受けまして1人活動をしてもらっております。町長の答弁にもありましたように、農家と町とのパイプ役を担ってもらっており、いろんな連絡調整や書類作りのお手伝いをしてもらっております。例えば、経営改善計画申請書類の作成時のアドバイスや、新規就農者については作付けする作物や制度資金等のアドバイス、また農家間の情報伝達等も行ってもらっておりまして、このことによって農家も助かっておられます。これが効果ではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） それではまず1 番目の人事異動につきまして質問したいと思います。

町長のほうから答弁がありましたとおり、人事異動につきましては退職とか新規採用で異動があるということでございますが、その中で職員の中には普通の事務職とか技術職とかいろいろあると思いますけど、昨日一部ちょっと出ましたけど、総務課長のほうから大体3 年をめで異動すると言われてましたけど、3 年ぐらいですかね。町長の考えとして技術職は別としまして、普通何年ぐらいで異動が適切かと思いかね。それと今現在、この職員の中で最高何年ぐらい同じ課のところにいるのかですね。その辺もし解ればお答えいただきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 立山秀喜議員の何年で異動が適切かと私が考えているかということですが、人事異動につきましては、前上田町長の異動の考えていいですか、非常に長い期間を1 つの職場に置いておられる傾向がありましたけれども、私は若い職員は特に3、4 年を1 つの区切りとして、いろんな職場をまず回っていただきたいと思っております。そして昨日の総務課長の答弁にもありましたけれども、住民の皆さんは役場の職員はいろんなことを詳しいという思いをお持ちですので、なるべくそういった幅広い知識を培っていただいて、そしてその中で自分に一番合った職場、そういったものも自分で見つけてほしいと思っておりますし、職員にも自分の希望する異動っていうか、そういった調査も行っておりますのでそういった

ものにも役立てていきたいというふうに思っております。

最高年数っていうか、それにつきましてはおそらく21、2年ぐらいになるかなと思っております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 21年同じ職場っていうか、同じ課にいらっしゃるっていうことですかね。それは特別な職っていうことで考えてよろしいんですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） はい、名前申し上げませんが教育課に同和教育の担当ということも含めまして、社会教育をされておりましたですね、それからそこで課長職までずっと続けられたもんですからそういった長い期間になったということであります。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 特別な技術職とか、そういう職場では確かに長くいるのは通例になっているかもしれませんが。それと技術職、技術職で今一番多いのは建設課ですかね。建設課は結構長くなったりとか、ぐるりを回ってきてからまた建設課に戻ってきたりとか、そういうことが非常に多くなっていると思います。

そこで、先ほど時期は大体4月1日がメインとなっておりますけど、今回、延寿荘が民営化になりますけど、その職員が何人かおるとは思いますけど、かなり今度の人事異動っていうとは多くなるんじゃないかと思っておりますけど、やはりその中で適材適所っていうんですかね、特に今回はあると思しますのでその辺を十分考慮して今回の異動をお願いいたしたいと思っております。

また、異動につきましては引き継ぎですね。現在先ほど町長のほうからありましたけど、各課どげんですかね。町長が言われたとおりの異動の事務の引き継ぎですね、それはやっておられるんですかね。その辺の確認っていうとは総務課長ですかね、町長のほうがするんですかね。各担当課長がするかどうかよくわかりませんが、その辺の答えをお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほど言いましたとおり、南関町職員の服務に関する規定ですね、それに基づいてということですがけれども、それぞれの課がどういった異動をしているっていうこと、これはおそらく引継書は作っていると思うんですがけれども、その内容までは私は確認しておりません。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 原則として書類でということになっておりますが、課によっては口頭でと。それも次に担当する職員へと、それからその上司へというのはや

っていることと思います。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 各課長に今、尋ねるっていうわけにはいかんと思いますけど、書類上の引き継ぎをやっている課と口頭でやってる課と総務課長今、答弁の答えの中でそういう話が出ましたけど、どぎゃんですかね、各課長の人たちは。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 建設課といたしましては、一応文書を作成していただいて、その文書に基づいてケースバイケースなんですけれども、課長補佐、係長が立会いの上、事務引き継ぎを行うということを行っております。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 税務住民課も、異動があつてそれぞれの係が確定しましたら、その係ごとの事務の引き継ぎ、それからそれぞれうちは業務、同じ例えば税なら税の中でいろいろな税目もありますし、環境あたりでも項目がいろいろございますのでそれぞれの担当者を主査・副査というようなことですべての業務に割り当てて、それを文書として残してそれぞれの係で事務分担をやっていくというような引き継ぎは毎年行っております。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 福祉課におきましても、今税務住民課長がおっしゃったような形で同様の形で事務引き継ぎを行っていますが、福祉につきましても業務がそれぞれ複雑といたしますか、多種多様にわたっております。口頭で同じ課内の異動につきましてももうその後も職員が残りますので、業務を行いながらの引き継ぎということが出来ますけども、退職とかある場合はきちんと内示の前にそこにいる係の担当の者に引き継ぎをするというようなところは徹底して行っているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 経済課におきましても、今税務住民課長、福祉課長答弁しましたとおり、同じようなことで引き継ぎは行っております。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 延寿荘におきましても、日頃事務分担表を作成しております、またうちなんかは事業所ごとにそれぞれありますので、それに基づいて引継書で引き継いでおります。あと補助的な部分では口頭でもその後はやっております。以上です。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（大木義隆君） まちづくり課におきましても、引継書の作成は行っ

ております。またあわせて口頭による引き継ぎも行っているというところがございます。

○議長（酒見 喬君） 教育課長。

○教育課長（島崎 演君） 教育課でございます。教育課においても文書、それから細かい部分については口頭で行っている分もあります。特に課外に異動で出た場合においては文書を特に重要視して引き継ぎをしております。課内だけの異動っていいですか、係内の異動においては主なものについては文書ですけど、ほとんど口頭で随時引き継ぎをしているというような状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 総務課ですけれども、事務引継書は原則として作らせております。そして補足として口頭で報告をするという形をとっているところがございます。

○議長（酒見 喬君） 会計管理者。

○会計管理者（木村浩二君） 会計課も同様でございます。以上です。

○議長（酒見 喬君） 議会事務局はよろしいですか。

[「よかです」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） どうもありがとうございます。各課とも文書による引き継ぎをやっているということでございますが、さっき総務課長の答弁の中に口頭でやっているところもあると言われましたけど、これは課内の異動の場合は口頭でもいいんじゃないかと思えます。それと、やはりこの引き継ぎっていうのは非常に大事なことでありまして、特に役場の中では機密とかいろいろあります。そして大事なこと、途中で事業を交代するとか、その辺非常に重要なところで確実な引き継ぎをやっていないと後々で問題が出てきます。それでその引き継ぎの中でも書類として残すのが普通じゃないかと思えます。お互い異動した者同士やり取りをして一部は保管っていうような感じですね、それでないとうまく引き継ぎはいかないと思えますし、その辺の確認を各課長とも十分やっていただきたいと思えます。

人事異動につきましては、以上で終わりたいと思えます。

それと次の有害鳥獣の件でございますけど、やはり被害が一番出ているのはイノシシだと私も感じておりますけど、このイノシシの最近どうも話によりますと、イノシシが頭のようなってですね、電柵をくぐり抜けていくっていうような被害がちらほら聞いております。それで電柵をしてもくぐり抜けていくっていうことは、もうやはり電柵じゃちょっと対応できないようなところも出ておりますし、やっぱりそうなればもうメッシュですね、そういうふうになると思いますが、南のほうの

宇城とか八代とかあっちのほうは、ほとんど電柵メッシュで町全体を囲むような施策をとっております。

やはり最初の取り組みがこっちのほうも電柵で入りましたけど、よく見るのが電柵を張ったまんまで、なかなかその後の手入れが余りできてないと思うんですね。それで電気が結局流れなくなってイノシシが入ってきて被害を及ぼすとか、そういう被害が出ておりますし、頭のようなってそれをくぐり抜けていくとか、それが出ておりますけど、その辺の確認のほうはどがんですかね、経済課長。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） イノシシが頭がよくなったのか、設置の仕方が悪いのかちょっとわかりませんが、町で補助する場合、設置者に対しては設置の仕方等は指導はしております。そしてまた電気柵を張ったままにするならば電気は通年通してくださいと。電気を通さないならば撤去してくださいと、でないといノシシが電気が流れていない場合にはイノシシが入って、もう後は慣れてしまうということですのでそのような指導はしております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） やはり今聞こえているのがですね、もう電柵じゃ対応できないというような話が出てるんですね。やっぱりもうメッシュでなくくぐり抜けていくとか、そういう話しが出ておりますので、以前補助率が5%やったですかね、受益者負担が5%やったですかね。そのような補助をやっておりましたけど、これだけイノシシとかアナグマとかの被害が出てきたらですよ、再度調査なりしていただいて、もうちょっとその辺の対策を練るならどがんだらうかと思っておりますけど、その辺どぎゃんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） まず、現在設置しておられる方を対象に電気柵のメーカーに来てもらったり、九州自然環境研究所という有害鳥獣を研究されておられる会社があるんですけど、そこら辺に来ていただいて、再度対象者に対して講習を1回やってみようかなとは考えておるところです。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） そこで調査をするような考えがあるということですけど、もう電柵じゃちょっと対応できんようなところも、もうメッシュとかを使わないけんようなところですね、そういうところがだいぶ出てきてるんじゃないかと思うんですね。その辺の対策に対して検討する余地はないですかね、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今、経済課長のほうからも答弁いたしましたけれども、現在

の町の状況がどうなっているのかということで、電柵を張っておられる方、そしてそれでも被害が出ている方の調査もしながら、それでももうメッシュあたりも含めて必要ということならば、新たな補助制度とかそういったものも必要になってくるかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 確かにイノシシが今、頭のようなとつとつとですよ。やはり電柵をくぐっていくというようなあれが出ております。それとイノシシに対しては調査なりその辺をやっていただいて対策を練っていただきたいと思えます。

また、カラスとかアナグマの被害っていうのはどのような状況になっていますかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） カラスについては、ハウス関係なんかはビニールを破ったりとか、野菜関係は多いみたいですね。アナグマについては最近ちょっと被害が増えてきておまして、スイカ関係をメインとして被害が出ている状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 私もちょうとスイカをつくって、いよいよ熟れたけんちぎり行こうかと思ったらもう全部やられとったんですね。これ、どうも聞いたらアナグマっていうことで、かなり対策をやってないとアナグマはスイカとかメロンをですね、食ってしまうんですね。収穫はゼロになります。アナグマの対策っていうとはどのような対策があるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 現在のところは小動物、アナグマ用でもありますけれども、箱わなを被害があっているところには設置をして捕獲をしております。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 実際、アナグマはとれてるんですかね。それでとれてですよ、被害が収まればいいですけどアナグマの電柵とか、補助はできんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 電柵がアナグマに対してどこまで効果があるのかっていうのがまだちょっとわかっておりません。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 一番被害が出ているイノシシですね、これに対しての被害の状況は今、十分わかりました。それで猟友会とかで今、イノシシの捕獲をずっととっておられまして、年間多いときは400頭、大体300頭以上とれとるっていうことですが、これはほとんど自分たちで処理して、あとは埋けたりとか

食ったりとかですね、そういう方法がやっておられると思いますけど、それだけとれば何かもったいない気がするんですよ。その辺どがんか、よう新聞に見ますけど、ジビエで販売したりとか、特に今回南関町では南関町の応援隊ですかね、あの中ででも南関町の特産ってということで、それだけとれば販売なんかもできると思いますけど、それをやるに当たりどういような手続きをして、早いところではそういうのをやっておりますけど、やっぱり南関町ではできんとですかね、それは。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 議員おっしゃるとおり、一部の自治体ではジビエ料理として加工されておられるところもあります。ただ、このジビエ料理、販売するにはまずは加工しなければいけないということで加工の免許、また加工する処理施設ですね、かなり建設費もかかると思います。ただ、このジビエ料理についてはですね、なかなか需要が今、少ないというのが現実でございます。熊本県内におきましては、捕獲頭数のこのジビエなどとの食品加工につきましては4%程度しか利用されておられませんし、やはり需要が少ないということで加工施設をつくった場合、費用に対して効果といたしますか、費用対効果といたしますか、そこら辺も十分見極める必要があるのではないかと思います。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） それでは今のところ、そういうイノシシをとっても個人で解体して食べるなりしか方法がないということですかね。これは一応町の施設の中ではたぶんどできないと思いますけど、処理施設を自治体でつくっているところも県内にはあるということですかね。あっても費用対効果で合わないということですかね。それは個人なんかでやるところもあると思いますけど、やっぱり南関町ではちょっと厳しいということ Understanding してよろしいんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 個人で独自で加工処理施設をつくって、自分で免許を取って、それをジビエ料理とかいろんな加工して販売されるのはできないことはないと思います。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） やっぱりですね、せつかくとったならどぎゃんかするような方法を検討できんか、どこかそういうような施設をつくる助成なり手伝いなり、そういうのをやっていただけるなら猟友会の人たちもとったとを販売ができるっていうならですよ、かなり楽しみがあるんじゃないかと思うんですけど、その辺の検討はなかなかちょっと厳しいですかね、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 経済課長の答弁にありましたとおりであります、近隣の市町においても同じような悩みを抱えておられます。ということでいろんな御意見を伺いますので、費用対効果の問題はありますが、いろんな市町との連携の中で加工施設を設けたり、食品化するっていうことを共同でやるっていう方向がまとまってくればそういったことも共同での事業ということは可能かと思えます。実際、南関町のほうでも販売等はされていませんけども、薫製にしたり、非常においしいそういったイノシシの肉としても自分ではつくって食べておられる方もおられますので、いろんな研究をしながらですね、近隣の市町とも同じ悩みを抱えているといったことでいろんな話題っていうか、協議をすることは可能だと思っております。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 私は個人的にはジビエ等の食用の需要は少ないですので、ほかの活用法はないかということですね、例えば肥料とかにできないかとか、そういう研究や調査を国にお願いできないかとは思っております。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 町長のほうから薫製ですね、そういうのもやっぱり許可が要るんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 販売するのであれば必要です。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） それと肥料ですね、結局イノシシとかそういうあれを使えば有機肥料ということになりますけど、今年研修に行ったところ、八代の肥料会社ですね。あそこなんかは結局海外輸入ですけど、ほとんど動物の骨とか血とか、皮とかああいうのを使った肥料をつくっておられます。そういうところでも処理ができればいいんだろうと思えますけど、やはりなるべくならとったのは、やっぱりどがんか処理をして販売ができるような体制がとればいいんじゃないかと思えますけど、ちょっと厳しいっていうことですので、何かあればですね、近隣市町村との連携ができて十分費用対効果が出るようなそういう施策ができれば極力進めていただきたいと思えます。

続きまして、農業アドバイザーの件に移りたいと思えます。

先ほど経済課長のほうから言われましたけど、農業アドバイザーの職責ですね、認定農家さんとか農家さんとのつながりとか、その辺が職責と言われましたけど、これは大体月何日ぐらい出て来られるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 年間で180日出ていただいております。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 180 日出て、現場を巡回ってということが主な仕事ということでございますけど、やはり農業アドバイザーといたらですよ、私が思うには経営までするのが農業アドバイザーの仕事かなと思うんですよね。経営まで少し教えていくとかですね、それとか新規就農者とか、UターンとかIターンとか今ありますけど、その辺のアドバイスをするのも仕事だと思います。その辺、何か見えんとかですね。どういうアドバイスをやっているのか、ただ認定農家を回っているのかですね。その辺どのようなあれを实际やっておるか、もう少し詳しくお願いします。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 例えば新規就農者であれば、先ほども言いましたけれども、どういった作物がとっかかりはどういったやつがいいんじゃないかとかいうアドバイスだとか、それをやるにはどういう機械が必要ですよとか、農薬はどういう農薬が必要ですよとか、そこら辺のアドバイスのものをされたり、あとは町への申請書とか、あと農家毎日日誌をつけておられますけれども、そういうとのつけかたとかですね、そういうやつをアドバイスをやってもらっております。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） そのアドバイザーが年間180日出て、そういう仕事をやっておられるっていうのは書類上残されてるんですかね。それとも口頭だけで済んでいるんですかね。その辺の確認なんかはどんなふうになっておられますか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 毎日、日誌をつけてもらってそれを係から係長、課長補佐、私、目を通しております。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 農業アドバイザーの職責の中に経済課長はちょっと農薬とか何とかと言われましたけど、農薬の話はどういう農薬を使ってくださいというのはいろいろな登録上の問題がありますので、専門の県の普及センターなんかも農薬はどれどれっていうような指定はあんまりしません。これはやっぱり登録上の問題がありますので、その辺の技術習得なんかの勉強とか、その辺は実際農業アドバイザーの方が、昔農協の合併前は南関郷の連絡協議会っていうことでつくってあつてですね、これは役場の経済担当も出ておりました。そこでいろいろな技術習得とかあつておりましたけど、その辺の参加とか、農業アドバイザーに対しての参加なんか進めておられるんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） アドバイザーについては、日々そこら辺のアドバイス等巡回してやっておるところで、特段農家の講習会に行ってもらおうということは特別は計画的にはございません。農家の専門的な技術指導につきましては、市況とか流通にも詳しいJAの指導員さんがおられますので、そちらに専門的なところはお願いして行政とJAが役割を分担しながら協力していきたいと考えております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 以前はそういう技術とか研修とかに経済課の担当は以前出てたと思うんですね。玉名郡市のそういう会合もたぶんあったと思います。その中にでもやはり各市町村の農業の担当者とか、その辺でみんなで勉強して技術習得をやってたんですね。たぶん今もやってると思います。その辺、町のほうもそういうところまで出て行ってやってるんですかね、今。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 今、おっしゃっているのは昔やりました南関郷農業技術者連盟やったですかね、技連とって、

〔「市町村、玉名郡市全部」と呼ぶ者あり〕

○経済課長（西田裕幸君） 職員の研修につきましてはですね、県の主催とかある場合は担当に行かせております。アドバイザーについてはですね、部会等が研修とかで行かれるときには一緒について行って勉強したりはしてもらっております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 職責の中に認定農家さんの推進とかもやってるっていう話があったですね、さっき。ほんなこてやっとなるんですかね。どうも人話によりますと、推進じゃないような話を聞くんですけど、これは以前も私一般質問の中でちょっと言いましたけど、実際どうですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 推進といいますか、掘り起こしといいますか、最近3年間では7名の新たな認定農業者の掘り起こしはしてもらっておりますし、逆のようなこととおっしゃられまして、そこら辺が具体的にどういうことを農家の方が議員におっしゃられたのか、どういううわさを聞かれたのかちょっとわからないんですけども、認定農家を増やすようには努力してもらっていると思っております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 認定農家、もうはっきり言いますと、今年の認定農家が何人は入られるかちょっとわかりませんが、何人かの話によればですよ、この前も言いましたけど、「認定農家に入るとせからしかですよ」と、「これだけクリアせんとできんですよ」とか、その辺を直接言われてですね、特に今、担い手で頑張っ

ておられるところに行って、私も知り合いだったので「せっかくだけん認定農家に入って一緒にせんですか」っていうような進め方をしてるんですけど、「そんなら入ろうか」っていうような話までいってですね、その後でアドバイザーが来ておじちゃんになったっていうような話が何件かあるんですよ。その辺、経済課長は聞かれてないですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 認定農家ならんほうがいいよとか、そういうふうなアドバイスはしてはないということは聞いております。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） 営農アドバイザーの職責の中に認定農家の推進っていうことはさっき謳われとるって言いましたけど、実際担い手が「そがん言われたけんが、そんならやめた」っていう方が実際おられるんですよ。それは報告書の中には載っとらんと思いますけど、実際それを私は聞いておりますので、アドバイザーが言うべきあれじゃないと思いますね。それと農家の所得がたしか310万っていいよったかね、6万っていいよったかね。300万ちょっと上げないかんっていうことで、これは認定農家の中でもそれだけ上がるっていうとはかなり今、70人ぐらいおったですかね、その中でもちょっと厳しい人たちもいると思いますけど、これはあくまでも5年後の計画でございますので、その辺を踏まえて農業アドバイザーとしては、今、200万ぐらいしか上がらんなら5年後の計画で少しずつ上げて、それをクリアしていけば認定農家に入るには十分ですよとか、そういうアドバイスをやっていただければ農家さんも納得して入ってくると思うんですけど、いきなりですよ、今お宅は農業じゃ300万いっておりませんのでちょっと厳しいですよとか、そういうような推進の仕方を私聞いてるんですよ。それでやめたとか、いろいろ手続きするのに面倒ですよとかですね、そういうようなことを実際聞いておりますので、これから先担い手としてその地域を、農業をやっていただかなん人たちなんですよ。特にもう皆さん高齢化が進んでおってなかなか土地とか空いてくるですよ。その人たちがやっていただかないと、これから先、南関の農業なんかはちょっといかんような状態になるんですけど、そこでそういう営農アドバイスをやっていただくとはですね、非常に困るんですよ。それで私も直接経済課の担当の人に直接農家に行きなさいとは言っております。それでしゃんむり認定農家に入れて、そこでいろいろ今から先、基盤整備とか、その地域でやっていかないかんときにそういうふうなことをやっていて進めておりますけど、おそらく課長のところにはそういうことは言ってませんっていうのがたぶん当たり前だと思います。私はそういうことを言いましたとか、たぶん言わんと思います。ただ、農家のほうからはですね、

そういう話が聞こえてくるっていうことはちょっとおかしいんじゃないかと思えますけど、もうちょっとその辺を、課長どぎゃんですかね。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 営農計画、議員がおっしゃった5年後の目標が308万と、これは当然5年後の目標でございまして、今300万ないといけないということではございません。それはもう議員がおっしゃるとおりです。それをもし、そういうことを言ったというのであればですね、私のほうからもう一度十分話を聞いて注意すべきところはしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 4番議員。

○4番議員（立山秀喜君） やはりですね、アドバイスだからですね、営農計画を立てる中でそれだけに、特に農家は今から先厳しくなりますけど、そういうような計画をお手伝いして収益を上げさせるのがやはり営農アドバイザーの仕事だと思います。その中にはいろいろ畜産なり、園芸なりですね、普通作、路地野菜とかいろいろありますけど、その中でどのような方法をやっていきなさいとかですね、そういうのを営農アドバイザーとして進めていくのがやはりアドバイザーの職責だと思うし、それがまた蓄積されていったらですよ、青色申告の勧めとかそういう方向までアドバイザー的に進めていくのがアドバイザーの仕事じゃないかと思えます。

これをやっぱりやっついていかないとですね、いろいろ認定農家の中とか、農家さんの中に不満が出てくるんですよ。これが課長のほうに聞こえてくるかどうかわかりませんが、いろいろですね、百姓の中の集まりなんかに行けばそういう話も聞こえてきますので、その辺は十分注意していただいて、アドバイザー的な本当の仕事をやっていたきたいと思います。

それともう1つがですね、これは1つの提案だと思いますけど、今から先UターンとかIターン、また新規就農、今からの農業後継者っていうのは仕事を退職してから新たに農業を始める、60歳以上で始める方が何人かずつ毎年出てくると思います。その辺に対してのアドバイスとかですよ、またそれに対するいろいろの畜産から野菜、果樹いろいろありますけど、その辺のアドバイスをするベテランの農家さん、リーダー的農家さん、各品目ごとでもいいですけどそういう農家さんの育成、そしてそれを指導していくようなリーダー的農家さんの育成、それをどうにか検討できないかと思えますけど、町長、その辺考えどうですかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） やはりそれぞれの農作物の種類等も詳しい方たくさんおられると思いますので、認定農家に限らず、そういったこれまでの経験を生かして、また新しく農業を始める方、認定農家の方もおられると思えますけど、そういった方々

の農家の生産性、収益性が高まるようなことにつながるとするならば、やはりそういったことの勉強会あたりも含めてそれぞれの組織、認定農家の中でもよろしいでしょうけれども、それぞれの農作物の種類、そういったものの中でも勉強会あたりをつくっていただくということで、町もそういったお手伝いをする必要はあると思います。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） やはり特に新規就農とか、今まで全然違う仕事から農家を始めるとかですね、そういう人たちに対していろいろアドバイスするっていうのは農家のベテランが一番適任なんですよ。非常に詳しくもあるし、実際今の園芸農家とかいろいろありますけど、その人たちはかなり詳しいです。インターネットで調べて流通とかもみんな勉強しております。やはり農家を始めるにあたり、その辺が非常にアドバイスのほしいところですよ。それを年に何回かでもそういう専門的な農家のトップグループの人たちを寄せてでも、そこで新規就農とかそういう人たちにアドバイスの施策を取れば非常にいいことじゃないかと思います。ぜひこれは取り組む必要があるかと思います。そういうような営農アドバイザーさんがその辺を考えて、提案なりしていただければ一番アドバイザー的な仕事ができるんじゃないかと思います。その辺はぜひ今後、取り組んでいただきたいと思っています。

新規就農者が一番不安に思っているのは自分がこれから先、農業をやっていくとこの経営をするあたり一番不安に思うのはその辺なんですよ。どうしたらうまくいくとか、これ実際私も先月やったですかね、宮崎の認定農家の全国サミットに行きましたけど、あそこはですね、JAの宮崎中央は農協が新規就農者のための、あそこはもう園芸地帯ですのでキュウリとかトマトとか施設を持ってあって、そこに新規就農者を1年間種まきから収穫まで最後の片づけまでですね、1年間基本的なことをきっちりたたき込んで、そしてその後自分で自立して農業後継とか、また新規に始めるとかそういうふうにして育てているんですよ。こういう施策を、とくにJAたまなっていうと南関のほうは山手になりますので、海岸線は非常に進んでおりますその辺は。やはり南関のほうは山手になりますので遅れておりますので、その辺がやはり町単独でもそういうような施策ができていけば非常に喜ばしいことじゃなかろうかと思いますし、後継者も安心してできるんじゃないかと思います。これは実際それで1年勉強して卒業された方は、宮崎中央の部会の中で常にトップクラスに入って農業をやっているという話も聞いております。非常にいいなと思って私たちもちょっと研修を受けてきましたけど、こういう施策もありますのでその辺を踏まえまして、町のほうでも検討していただきたいと思いますが、どうです

か。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 新規就農者に限らず、そういった作物をつくる技術を向上させるという意味での勉強は必要だと思っております。そういったどこでそういうのをやるかっていうことで農業者の中に直接入るのか、それともそういった研究機関っていうか、いろんなところがありますので、それは本人のどう思われるかっていうのもあるかもしれませんが、先ほども言いました関連しますけれども、そういった気持ちを持った方がおられるということは、やっぱり町としてはそういったことが実現するようなお手伝いはすべきだと思っております。

○議長（酒見 喬君） 4 番議員。

○4 番議員（立山秀喜君） 農業アドバイザー的工作ですね、それも先ほど言いましたけど、その辺も踏まえましてアドバイザーさんは進めていただきたいと思えます。

それではまとめにはいりますが、今回3点質問いたしましたけど、まず町の人事異動の件につきまして、特にマンネリ化せんようにですね、ある程度期間を置いたらみんな仕事を覚えるように異動のほうをお願いいたしたいと思えます。また、異動の際の引き継ぎ、やはりこれは文書で残すべきだと思えます。同じ課内の異動はいつも話ができますので十分口頭でも結構だと思えますけど、同じ庁舎内だからといって口頭で済ませるといような事務引き継ぎとか、そういうのはぜひやめていただきたいと思えますし、技術職は非常に大事な職だと思えますので、なるべく向上するような異動の仕方をやっていただきたいと思えます。

また、有害鳥獣、よければ有害鳥獣を捕獲した後の処理の何かいい、地域の市町村なんかとも連携していただいてどうにかできるような施策をとっていただきたいと思えますし、また農業アドバイザーさんの仕事につきましても農家さんが不安にならないようなアドバイスをやっていただきたいと思えますし、また新規就農する方に不安がられないようなアドバイスをお願いいたしたいと思えます。また、農家のベテランを各品目ごとのベテランがアドバイスをできるような、そういうグループなり、親父の会でも結構ですたいね。そして新規就農者をフォローできるような対策をやっていただきたいと思えます。

以上、とりとめのない話になりましたけど、私の一般質問を終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、4 番議員の質問は終了しました。

2 分早いですが、また 2 分早く始めます。それではここで 10 分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 58 分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番議員の質問が出ていますので、これを許します。6番議員。

○6番議員（打越潤一君） こんにちは。6番議員の打越です。ただいまから一般質問を行います。

平成27年11月29日、熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場エコアくまもとの落成式が、蒲島郁夫熊本県知事、村田信一公益財団法人熊本県環境整備事業団理事長、地元佐藤安彦南関町長など関係者出席のもと現地で執り行われました。

埋立面積3万1,121平方メートル、埋立容量42万2,349立方メートル、敷地面積11万5,167.82平方メートル、建物面積3万4,100平方メートル、工事費用は58億円をかけ、見事な大きな施設が完成しました。公益財団法人熊本県環境整備事業団施設の固定資産が、南関町に地権者として加入されたこととなります。いよいよ地元米田臼間山に産業廃棄物が運び込まれる日が間近に迫ってきました。場所が特定されているがゆえにせめてもの救いです。安全・安心な環境が未来永劫にわたり果たされることを念じてやみません。自然豊かな地域にあるこの施設に多くの人々が訪れ、環境学習について学ばれることでしょう。

屋根にはメガソーラーが設置されており、熊本いづくに県民発電所株式会社の発電開始記念セレモニーも同日に、石原県民発電所株式会社代表取締役社長、蒲島熊本県知事、地元佐藤南関町長等関係者出席のもと開催されました。発電規模2,002キロワット、設置屋根面積3万2,852平方メートル、約400世帯分の消費電力に相当する年間推定発電量だそうです。地元南関町にも大きな環境施設ができ上がり、多額の固定資産税等がいくと期待しています。

また、熊本県環境整備事業団にも健全な運営ができることを期待するものです。

町道米田・鬼王線も処分場までの約500メートルの区間が着工され、路線も県道から目視できるようになり、早期完成を待たれるところです。また、新しくバンブーフロンティア構想も町長が誘致され、処分場の南側に施設が建設され、4月頃には稼動が行われると民間の事業者が計画をされています。

こういうことを背景に今回の質問を行います。

1、処分場エコアくまもとの施設について、12月ともいわれる廃棄物の受け入れ予定の情報はあるか。当施設は課税物件に該当するか。固定資産（土地建物・償却資産）税等はいかほど寄与するか。県民発電所株式会社の固定資産・償却資産税等はいかほど寄与するか。②としまして施設周辺は平日、休日、一般住民の憩いの場、健康づくりの場としていつ頃から開放されるのか尋ねます。

大きい2番としまして、バンブーフロンティア企業の開業に伴う道路改良は、ということで町道米田・鬼王線の用地交渉、買収の進捗状況をお尋ねします。

大きい3番としまして、県道玉名・八女線の上坂下地域の測量について。①としまして測量区間及び今後の予定等をお尋ねします。②としまして、玉名市、南関町境中九州カントリークラブ入り口付近の改良等について尋ねます。

大きい4番としまして、高齢者の生きがい対策づくり。バンブーフロンティア事業に関して荒廃地、竹林等の整備に有効な手立てはないものかお尋ねします。各々町長、担当課長にお尋ねします。

あとの質問につきましては自席にて行います。よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 6番、打越議員の処分場エコアくまもとの施設についての御質問にお答えいたします。

今、打越議員のほうから詳しい報告がありましたとおり、先月29日に当初計画より若干の遅れはありましたが、施設が完成し、議長を初め、全議員の皆さまにも御出席いただき、落成式が執り行われたところであります。私も式典終了後に完成した施設も見て回りましたが、県知事、事業団が当初から北の環境教育の拠点としたいと言われておりました内容にふさわしい立派な施設が完成したと感じたところであります。

また、蒲島県知事のご挨拶の中でも改めて、「将来にわたり県が責任を持つ」という決意の言葉をいただき、少しは安心いたしました。実際に創業が始まるのはこれからでございますので、町としましては工事期間中と同様にこれからも地元住民の皆さまを含めて、安全推進委員会の中で監視していくとともに、孫子の代まで安全・安心で暮らしていけるような取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

エコアくまもと関連の個別の質問につきましては担当課長より答弁いたします。

次に、バンブーフロンティア企業の開業に伴う道路改良についての町道米田・鬼王線の用地交渉・買収の進捗状況を尋ねるについてお答えいたします。町道米田・鬼王線の道路改良事業につきましては、県道大牟田・植木線と県道玉名・八女線を東西に結ぶ主要バイパスとして、また産業廃棄物最終処分場エコアくまもとへのアクセス道路として整備を行っているものであります。

お尋ねの用地交渉・買収の進捗状況につきましては、処分場から町道鬼王・大場線、米田からゴルフ場に上がる町道ということになりますけれども、これまでにつきましては年内に契約がほぼ完了する予定であるとお聞きしております。

次に、玉名・八女線の上坂下地区の測量についてお答えいたします。まず、①の

測量区間の及び今後の予定等につきましては、上坂下の八田交差点から鬼王ゴルフ場入り口までの約2.7キロメートルにつきましては、歩道を整備するための測量を実施しております。現在、幅杭を打ち、地権者との現地確認作業を行っているところで、年明けから28年度にかけ用地交渉を行い、平成31年度をめどに順次、工事を進めていく予定であると聞いております。

次に②の玉名市・南関町境、これは中九州カントリー入り口付近の改良等につきましては、県の計画は歩道整備のみの計画であり、特に交差点付近の改良については計画されていないこととあります。ただ、玉名方面より町道に入る場合の右折レーンについては、今後大型車両等の増加が見込まれるため、県と協議を行っていきいたいというふうに考えております。

最後に、高齢者の生きがいつくり対策についての御質問にお答えします。バンブーフロンティア事業に係る竹林等の整備につきましては、バンブーフロンティア株式会社が来年3月から竹の伐採に入る予定と聞いておりますが、伐採・搬出等について雇用と買い入れの両方で考えておられますので、元気で経験豊富な高齢者が生きがいつくり、健康づくりとして伐採やその竹を会社に販売されると、竹林の再生やタケノコ生産量の増加にも寄与しますし、多少の小遣いにもなれると思いますので、無理しない程度でこの事業にかかわってもらったらいいのではないかなと思っています。

バンブーフロンティア事業に関して荒廃地、竹林等の整備に有効な手立てはないものか尋ねるにつきましては、私はバンブーフロンティア事業に取り組む以前から、里山を初めとした竹林への竹の侵入を何とかできないか。荒廃した山林をどうにかしなくてはと考えておりました。南関郷はタケノコの産地として認知されておりましたが、産業構造の変化による兼業農家の増加や農業従事者の高齢化等により、良好に管理されていた竹林に手が入らなくなり、次第に荒廃してきたものと思います。竹は成長が早く、再生力も高いことで継続的な管理が必要であることも一因と考えられます。一方で、竹に関する研究が重ねられ竹の持つ可能性を事業化する構想が発案されたものでございます。

この事業により、町内に伐採・収集等に伴う雇用が生まれるものと期待しておりますし、密生した竹林が管理されることで日光も入り、タケノコ掘りもやりやすくなると思いますし、収益性も高まるものと期待をしているところでございます。

以上お答えいたしまして、詳細につきましては担当課長が答弁し、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 最終処分場エコアくまもとの施設についての個別質問

にお答えいたします。

まず、①の12月ともいわれる廃棄物の受け入れ予定の情報はあるかという御質問でございますが、先般事業団のほうに確認しましたところ、現在、廃棄物処分業の許可申請中で、年内に許可を得る予定であるというふうにお聞きしているところでございます。許可を得た後、12月中に事業者向けの説明会を開催し、その後、搬入を希望する事業者を訪問して廃棄物の性状確認を行い、契約する流れとなる見込みであるということで、実際の廃棄物の受け入れ搬入は来年の1月以降になる見込みであるということでございます。

当施設は課税物件に該当するかという御質問でございますが、固定資産税の課税物件に該当しますので、来年度より固定資産税を課税する予定でございます。

次の、施設の固定資産税等は町にいかほど寄与するかということでございますが、まだ実際の建物、家屋の調査や償却資産の申告につきましても未実施あるいは未申告の状態でありますので、現状では具体的な数字は申し上げられませんが、1,000万単位の税額が発生すると考えております。できれば町としましては2,000万あるいは3,000万という数字の税収になればと考えているところでございます。なお、家屋の調査につきましては現在、事業団あるいは県北広域の税務課と日程等の調整をしているところでございます。

償却資産につきましては、1月末が申告期限となっておりますので、年度末にならないと確定した税額についての算定はなかなか難しいところでございます。

なお、この固定資産税の中の償却資産につきましては、平成28年3月31日までに取得した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する産業廃棄物処理施設の償却資産については、地方税法の特例規定によりまして課税標準額を3分の1にするという特例措置がございますので、実際の施設の設備投資額がそのまま課税標準となりませんので、その辺のところでは若干、税額等も落ちてくるのではないかとこのころはございますが、それでも2,3,000万程度はいくんではないかとこのころで腹積もりをしているところでございます。

次の、県民発電所の固定資産税等は町にいかほど寄与するかという御質問についてでございますが、こちらも産業廃棄物処理施設の償却資産と同様に、地方税法の特例規定によりまして新たに固定資産税が課せられることとなった年度から、こちらは期間が限定されておりますが、3年度分の課税標準額を3分の2に軽減するという特例措置がございます。また、南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例の第3条の規定によりまして、固定資産税の減額の規定がございます。これによりまして新たに課されることとなる年度から3年度分、国の措置と同じように3年度分を限度として、固定資産税の額から当該額に6分の1を乗じて得た額を減額するとい

うふうな条文になっておりますので、この規定を適用しまして積算することとなります。投資額が、お話を聞いたところでは6億程度という数字はお聞きしておりますけれども、実際にその中の設備投資額がどれぐらいかというところまでははっきり把握しておりませんので、大ざっぱな数字になりますけれども年間400万円程度の税収は見込まれるのではないかというふうに考えているところでございます。

②の施設周辺は平日、休日、一般住民に憩いの場、健康の場としていつ頃から開放されるのか尋ねるといふ御質問でございますが、これも先般、事業団のほうに確認しましたところ、ため池の周囲に桜や町の花であるツツジ等を植栽した栈敷や散策路も整備し、住民の皆さま方が憩い、集える地域に役立つ施設を目指しているのです、事業団としてもできるだけ地域の皆さま方に利活用していただきたいと考えているということで、現在は事業団職員が常駐している平日の開業時間のみ開放をしているということでした。しかしながら、一方で職員がいない時間帯にどのように施設の安全を確保するかなどの課題もあり、休日等の開放については現在、計画されている処分場の前の町道米田・鬼王線の整備の進捗状況等を見守りながら、今後とも検討していきたいということでもございました。

町としましても、この施設をできる限り地域の皆さま方に有効活用していただけるよう、今後とも事業主体である事業団のほうに要望するとともに協議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） ほかにございませんか。

6 番議員。

○6 番議員（打越潤一君） だいぶ詳細に答えていただきましてありがとうございました。

それでは1番からいきます。1月以降になるというようなことで、地元としてはもう12月、新聞あたりを見ますと許可申請が済んで、今月の末ぐらいから産廃が入るんじゃないかろうかということで先ほど申し上げたとおりなんですけれども、白間山に廃棄物が持ってこられるということは、私たちも子どもの時代から白間山で遊びましたので、本当あそこに特定されるからいいものの、言葉に出しようがない心に痛みを感じるものです。

年明けということであれば、内容というものはある程度わかっつとつでしょ、どういふのが入ってくるかということ。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 廃棄物の内容につきましては、当初から進出してくるときに受け入れ品目として十数目の受け入れ廃棄物があるということで御説明があ

っております、これは昨日、私も今朝初めて見たんですけども、エコアくまものっていうか事業団のほうからうちのほうに新しいパンフレットが届けられました。恐らくこれは視察に来られた方々に配付する資料として作られたものと思います。当初の登壇されて質問の趣旨等を御説明された中で言われた施設の概要、面積から容量あたりも含め、安全性とか搬入される順路といいますか、どういった形で埋め立てをするというようなどころも含めて、すべて小学生、中学生あたりが見てわかるような内容ということで入れられております。

その中に受け入れの廃棄物ということでどんなものを受け入れるかということで産業廃棄物の種類が書かれております。燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物または植物に係る固形状不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、コンクリート破片、その他これに類する不要物、ばいじん、それから政令第2条第13号廃棄物ということで、この中には石綿含有廃棄物及び自動車等廃棄物を含むというようなことで、あと特別廃棄物として廃石綿、それから一般廃棄物でどうしてもということ、災害等が出た場合の廃棄物等も場合によっては受け入れるということで、そういった受け入れの品目も一応記載されているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 詳しく述べていただきました。ありがとうございました。

もう私が聞きたいのがですね、まず何が入ってくるか、もうそこだけで、例えばがれきならがれきで、それだけで十分だったです。どうも本当詳しく述べていただきましてありがとうございます。ということは、余りまだ情報が入っていないというようなことで理解させていただきます。

次は、当該物件は課税物件に該当するかというようなことで尋ねました。地方税法の348条の固定資産税の非課税の範囲というようなことを私もちょっと見てみたんですけども、そこには載っていませんでしたけど、公益財団法人というようなことがありましたので、ちょっとそこを確認した次第です。

土地建物・償却資産とそれぞれありますが、処分場は何しろ面積が広うございまして、敷地面積が11万ですかね。ということはあそこが周囲は山ですよ。それとあとは処分場の施設と道路といいますか、そこあたりは課税するほうとしてはその部分を一体課税するのか、あるいは地番ごとに山林なら山林とそういうふうな課税をするのか、ちょっとそこをお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 土地につきましては、本年度も事業団名義にもう変わ

っております。先ほど言われました11万平米ぐらいの土地については課税しております。税額につきましては、現時点では建物も何もない状況で、事業団から登記されている地目を現状に合わせて評価額を設定して課税しております、金額にしまして10万円いかないぐらいの税額でございます、土地につきましては。恐らく実際にこれから建物が建ちましたので、また合筆されて地目変更あたりも若干出てくるかと思っておりますけれども、御存じのように臼間山一帯の評価あたりの見直しを行って、現在単価等を設定しておりますけれども、土地につきましては税額として何百万という数字が出てくることは今後ないというふうに思っております。若干今のままではないとは思いますが、土地についての税額は固定資産の中で家屋償却資産と比べれば、そう大きい金額にはならないのじゃないかと思っております。うちのほうは今、言われましたように一筆ごとにそれぞれ評価額振付けますので、その合計額ということで課税する予定にしております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） あとはもう建物は事務所とか複合施設といいますか、そういう分あたりで、あと償却資産が水処理施設等だと思いますので、償却資産の1月31日あたりは私も全協ありますので、わかっておりますので課長がおっしゃいましたように2、300万というようなことで、わかりました。

償却資産だけが何か地方税法の附則の15条のどうのこうので3分の1軽減されるっていうような産業廃棄物処理施設、その部分で3分の1軽減っていうようなことで理解してよろしいですね。はい、わかりました。

この処分場があと稼動して、5年間2,000万ていうとがここで新たに出てくるとですかね。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 先ほど申しあげました2,000万から3,000万という金額。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 処分場が稼動して以降、5年間毎年決まった金額が来るといようなその分です。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 今、議員がおっしゃられたのは地域振興関係の中で毎年2,000万の5年間という金額のことだと思います。それにつきましては、来年度から5年間2,000万ずつ来るといことで、こちらのほうは認識しているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 次に進みます。

今度は県民発電所の分も、これは一応民間ですよ。しかし、太陽光発電に係る固定資産税の課税標準の特例ということで先ほど課長がおっしゃいましたように、3年度分の固定資産税に限り、課税標準額となるべき価格が3分の2に軽減されるということで、まずは6分の1 どのこうのとおっしゃいましたよね。それはちょっともう少し詳しく教えてください。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） これにつきましては、町のほうの条例で先ほど申しましたように、平成24年の6月18日に南関町大規模太陽光発電設備設置促進条例というのがつくられておりまして、その中で設備の規模が最大出力1,000キロワット以上の施設と、それから事業者が法人または事業を営む個人とか、いろいろ規定がございまして、新たに課することとなった年度から3年度分の固定資産税の6分の1を減額するという条例がございまして、ですから、これは償却資産の課税標準の3年間3分の2にするということと、年度が一緒でございまして4年目以降はこの課税標準の特例もこの6分の1の減額もなくなるということで、3年間ある程度下がって減価償却しますので、下がっていったら4年目には一旦恐らく税額が増える形に、元の税額程度に上がります。それから先は普通の減価償却をして固定資産税の課税となっていくことになると思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） それと県民発電所は町に年間150万、県に年間150万20年間ですかね、寄附されるというような山口議員の一般質問のときに答弁があったように思いますが、今年度予算に40万円計上されておりますので、たぶんこの分が約4カ月分が今度27年度予算に計上されとっとですかね。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） 打越議員がおっしゃるとおりでございまして、本年度につきましては、途中でそのお話が来まして丸1年分ございませぬので、12月以降の分といいますか、大体月割りでやった金額で一応40万いただくということでその分を計上して事業計画を立てたところでございまして。来年度以降はちょっとその辺のところ、詳細は私も把握しておりませぬけれども、一応毎年150万ずついただけるんじゃないかと思っております。ただ、その辺の用途といいますか、使用目的等につきましては今後、詰めていく必要があるかなと思っておりますので、その辺はちょっとうちの課だけの問題ではありませぬので、町長あたりと打ち合わせをしながら進める必要があるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） そのほか何か課税でされる分がありますか。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） この最終処分場と太陽光発電につきましては、うちのほうで把握している中で税額が大きいのはもちろん固定資産税でございます。あとはそれぞれの事業の法人町民税あたりは入ってくるかなと思いますが、そちらのほうの金額につきましてはちょっとその資本金の額とか、事業の規模とか把握しておりませんけれども、こちらは数万円、普通の事業所の均等割とかその程度の金額じゃないかなというふうに思っておりますけれど、今のところ税としては法人町民税と固定資産税になるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 公益法人ですから資本金がございませんので、一番最初の金額5万円ですかね。それのみですかね、はいわかりました。

次は（2）の施設周辺の散策路が平日開放、勤務時間の8時半から5時までです。から、当初はその時間しか開放されないということで、土曜日曜日あるいは祭日、もしくは時間外あたりは開放されないということで理解してよかったですかね。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） はい。今の段階ではその時間しか開放してないけれどもということで、私もお話ししよる中で一番心配するのは職員がいないときに開放した場合に施設へのいたずらあたりを心配すると。特に若い暴走族とかいうあれじゃありませんけれども、建物にスプレーとかでやられたりとかいろいろあった場合の問題もあるのでということで、事業団としてもできる限り地元が有効活用していただくのは平日よりも日曜祭日とか土曜日で、部落の行事とかで使われる機会がメインになるんじゃないかということで、道路の建設とあわせてできれば建物、そういった施設の脇、そこを通らずに別のルートで公園のほうに直接行けるルートとか、その辺もできないかというようなところも含めて今後、できる限り皆さん方に活用していただける方向で検討はしていきたいと。ただ、今の段階ではそこ辺の結論として日曜祭日とか、職員がいないときに開放しますというところまでは結論が至っていないということでございました。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 実はあそこに、もう皆さんもご覧になったと思いますが、コミュニティ広場が合って、周囲に散策道路があつてため池がありますよね。その一部に蛍の鑑賞、うちあたりの用水路でカワニナを取ってあそこに入れてあるというようなことで、蛍の鑑賞もできるんではなかろうかと思っておりますので、皆さんもあそこに蛍が光を放つというようなのをご覧になれるかと思いますが、そ

こ辺りもありましたものですから、今後の次第ですけれども、できる限りあそこの米田・鬼王線がまだ開通しておりませんのであそこが徐々にできていく頃には散策道路、桜並木、ツツジ並木とありますので、せっかく住民に解放されるというようなことであつてあると思いますので、できるだけ早く開放されるように御検討をお願いしたいと思います。そこをよろしくお伝えください。

○議長（酒見 喬君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅原 力君） はい。地元を代表したお気持ちだと思いますので、それにつきましては先ほど申しましたように、私のほうもまだ安全推進委員会の委員長ということでやらせていただいております。また1月には委員会が開かれると思いますので、今後とも積極的にその辺の開放については事業団のほうに要望していきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 今度は大きい2番にいきます。バンブーフロンティアの企業の開業に伴う道路改良はということで、町長のほうから年内にはほぼ契約完了というようなことで答弁いただきましたので、私は用地交渉がちょっとひまいっとるかなということで用地交渉の職員の増員あたりを考えておったんですけど、そこは町長の答弁どおりでもう確認しましたのでそれ以上は申しません。

あとバンブーフロンティアの企業の開所はいつ頃かと。これは8月27日の全員協議会の席で事業の進捗状況の説明はあったんですけどですね、まだ現地はなかなか工場の中には入れませんので、上のほうの今町道がありますけど、あちらのほうから行くと下のほうは見れますのでこの前見に行ったんですけどですね、まだ敷地の整備はされているようですが、工事の基礎あたりまではちょっと入ってられないように感じましたので、そこあたりの進捗状況は、また今日午後から説明があるというようなことですが、その場で詳しくお聞きしたいと思いますので、もう今日はこれでとめておきます。

それとあと、大きい3番にいきます。県道の玉名・八女線の上坂下地域の測量についてということでお尋ねしたんですけども、測量区間ということはもう八田というところまで玉名市境から八田ということですかね。もう一度確認させてください。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 測量の区間につきましては、八田の交差点からゴルフ場の入り口のところまでの2.7キロの区間でございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 幅杭を打って、用地交渉して28年だったですか。31年をめどに工事に着工するというようなことの答弁でよろしいですね。工事はどっち

のほうから、玉名市側からいうと、そこあたりまでわかりますか。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 今の八田交差点からゴルフ場までの2.7キロの測量につきまして26年度より測量に入っております、27年今年の7月に地元説明会を県のほうと一緒にしております。ちょうど今ですね、幅杭を地権者の方と立会いを行っておりますので、その幅杭の立会いの状況次第では年明けから用地買収に入りたいと。28年度中にはほぼ買収をしたいということで、29から31年度までには完成させたいというのが県の予定でございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

玉名市境の中九州カントリーの入り口のところなんです、こちらのほうから行くと玉名に向かって左側は今ソーラーが設置してありますよね。右側のほうの道路はもう山砂をとって、ある程度残してありますよね。そのあたりは官民境界っていいですか、そこあたりは玉名市役所と電話か何かで話されたかどうかお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） その前にですね、先ほどの議員からの質問で、どちら側から始めるのかという質問がございましたけど、一応今、八田地区の歩道整備、大牟田・植木線のほうを行っておりますので、その継続からいきますと八田側からたぶん入るということで今のところは聞いております。

ただいまの質問に対しましては、字図等調査いたしまして、玉名方面から向かって右側は大体今、ソーラーをつくってる部分ですね、その部分については大体法下が境界ということで、一部法にかかる部分もございます。それから左側ですね、砂をとってあるところ、あそこにつきましては今残っている部分がございますけど、その用地は残ってる部分につきましては県の用地でございます。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 町長のほうから県と協議するというようなことがございました。あそこはちょうどS字カーブといいますか、ゴルフ場のほうに入る車が非常に今多いとですよね。うすま苑、またカントリーとか、またその近くにも工場がありますし、だからあそこがちょうどS字カーブのところが今までは両方とも山があってなかなか用地交渉あたりが厳しいかなと思っておりましたけど、今ソーラーとか山をとったあとですので、今建設課長がおっしゃいましたように一部県の用地であれば、もう一部相談すればカーブが取れるんじゃないかろうかということで、そこは町長を含めて前向きに早く改良が進められるようお願いしたいと思います。

続きまして4番目にいきます。高齢者の生きがい対策づくりということでバンブーフロンティア事業に関して荒廃地、竹林等の整備に有効な手当ではないかというようなことでお尋ねしてるんですけど、このバンブーフロンティアの分が私が知る範囲では久重、関東あたりのほうから切るというようなことなんですけど、車で皆さんも通っと思ってわかると思いますけど、非常に竹が出てて見苦しいっていうかですね、県道筋あたりを通過して、これを切るなら高齢者の分が地権者等がありますので、その許可が要らんならば皆さん各校区で元気な方々の生きがいづくり、半日竹切って、昼から体作りのために温泉に行くとかですね、交流の場あたりがつくられると思いますので、昨日も介護保険とかなんかで医療費が伸びてるというようなことで答弁があつたようですけど、そこあたりの削減になるならばというようなことで、これもあくまでも民間主体でいかれますので、地権者を調べる分については町としても協力して、こういう事業は積極的に推進していかなければならないと思いますけれども、地権者となると個人ですのでその秘密保護法っていうか、そこあたりに関与してきて積極的に関与できるのかどうか、そこをお伺いしたいと思いますけど。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 現在、モデル地区として関東での竹林の調査をやっております。個人情報等もございます。町と生産者と会社と協定を結んで、個人情報についてはこの調査以外には使用しないと、そういうことで今、進めております。

○議長（酒見 喬君） 6番議員。

○6番議員（打越潤一君） 何しろいい事業だと思います。バンブーフロンティアが設立されておりますし、あと2社ぐらいですかね、引き続いて30年の10月ぐらいまで予定されているようでございますけど、荒廃地対策にはいいだろうし、また環境にもいいだろうし、高齢者の生きがいづくりもいいだろうと思います。本当こういうのを南関から始めてモデルになるような施策を町長はとっていただきたいと思います。

まとめに入らせていただきます。安心・安全な環境づくりでみんなが安心して健康づくり、生きがいづくりを考え、健康で希望のある協働のまちづくりを目指そうということでまとめさせていただきます。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（酒見 喬君） 以上で、6番議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日予定しておりました一般質問はすべて終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 明日18日は午前10時に本会議場に御参集ください。

本日は、これにて散会します。

起立、礼、御苦労さまでした。

-----○-----

散会 午後0時01分